# 事務事業評価シート

(平成23年度実施事業)

事務事業名	給水装置工事の申	事業コ	1一ド 1219		
所属コード	903000	課等名	給排水課	係名	審査係
課長名	高橋 敏晴	担当者	名 工藤 英明	内線番	<b>号</b> 6137
評価分類	■一般□□	の施設	□ 大規模公共事業	□ 補助金	≥ □ 内部管理

## 

#### (1) 概要

総合計画	施策の柱	<b>⊐</b> -	-ド	7					
体系	施策	いつでも信頼される上水道事業の推進							
	基本事業	<b>基本事業</b> 給水サービスの向上							
予算費目名	水道事業会								
	水道事業会	)							
特記事項									
事業期間	□単年度	■単年度繰越 □期間限定複数年度 <b>開始年</b> 原	<b>夏</b> 昭	昭和 35					
根拠法令等	盛岡市水道事業給水条例								

#### (2) 事務事業の概要

給水装置工事の申込みについて設計審査手数料を徴収の上申込み図書の審査を行い、適正な給 水装置工事の申込みに対して承認書の交付を行う事業

#### (3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

適正な給水装置を設置してもらうため、昭和35年度から盛岡市水道事業給水条例の規定に基づき開始した。

## (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成14年の水道法の改正により、給水装置使用材料は構造材質の基準に合致したものであれば全て使用可能となった。

## 

#### (1) 対象 (誰が、何が対象か)

給水装置工事を行なおうとする人 給水装置工事を行なおうとする給水装置工事事業者

#### (2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

<b>松無</b> 花口	77. (T-	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	24 年度
指標項目	単位	実績	実績	計画	実績	見込み

A 給水装置工事の申込件数	件	3, 950	4, 134	4, 110	3, 707	3, 734
В						
С						

## (3) 23 年度に実施した主な活動・手順

給水装置工事申込書及び給水装置工事設計審査申込書の受付を行い、次の業務を行って、給水 装置工事及び給水装置工事設計審査の承認書の交付を行う。

- ①設計審査手数料の調定及び収納依頼
- ②申込図書及び設計内容の審査
- ③給水装置工事に付帯する各種占用許可申請の手続き
- ④加入金の調定及び収納依頼

### (4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

松桶花口	出任	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	24 年度
指標項目	単位	実績	実績	計画	実績	目標値
A 給水装置工事の承認件数	件	3, 950	4, 134	4, 110	3, 707	3, 734
В						
С						

#### (5) 意図(対象をどのように変えるのか)

関係法令や市の基準に適合した, 適正な給水装置工事を実施してもらう。

## (6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

	拉無 话 口	P4- T4	出任	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	24 年度
	指標項目	性格	単位	実績	実績	計画	実績	目標値
А	承認率(給水装置工事の承認件	口上げる						
	数:給水装置工事の申込件数	□下げる	%	100	100	100	100	100
	×100)	■維持						
В		口上げる						
		□下げる						
		□維持						
С		口上げる						
		口下げる						
		□維持						

#### (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21 年度実績	22 年度実績	23 年度計画	23 年度実績
事業費	①国		0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他( )	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	5, 925	6, 201	6, 165	5, 560
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	23, 700	24, 804	24, 660	22, 240
計	トータルコスト A+B	千円	23, 700	24, 804	24, 660	22, 240

備考

#### 

## (1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

#### ① 施策体系との整合性

適正な給水装置工事を実施していただくことにより、安全でおいしい水を安定的に供給することに結びついている。

#### ② 市の関与の妥当性

盛岡市水道事業給水条例に基づき実施しており、市が行うことは妥当である。

## ③ 対象の妥当性

現状で給水装置工事を行う方の全てを対象としているので妥当である。

#### ④ 廃止・休止の影響

適正な給水装置工事を行ってもらうために実施しているもので、事業を廃止した場合、適正な 給水装置にはならないため、施策の成果は下がる。

#### (2) 有効性評価 (成果の向上余地)

申請に対する承認率は100%であり、これ以上成果を上げる余地はない。

#### (3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

現状で給水装置工事を行う方の全てを対象としており、公平・公正である。

#### (4) 効率性評価

給水装置工事の申込み図書にミスが多く、その訂正に時間を要していることから、工事事業者 の資質の向上を図ることで審査に要する時間を少なくすることができる。

4	事務事業の改革案	(Plan)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
---	----------	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

#### (1) 改革改善の方向性

関係法令の改正や新たな給水用具の開発に対応するため、給水装置工事施行要領の見直しや直 結増圧式給水の施行基準の作成に取り組む。工事事業者への指導を強化し資質を高めることによ り、審査に係る時間短縮を図る。

#### (2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

検討項目が多く内容も複雑なことから、直結増圧式給水の施行基準の作成に時間を要している。 今後はできるだけ早期に検討し施行基準の作成を行う。

## (1) 今後の方向性

- □ 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
- 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
- □ 終了・廃止・休止

## (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

給水装置工事要綱の内容を整理・追加し、今までと比べて活用しやすい給水装置工事施行要領に改定した。今後もより使いやすい内容を目指して、施行要領の見直しを毎年実施する。

また、相談等の業務に多くの時間を要していることから、職員及び指定給水装置工事事業者の 資質向上を図るとともに、効率的な事務処理が行えるよう、問題点の把握と課題の整理を行い、 具体的な検討を進める必要がある。